

八代駅前プロジェクションマッピング業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、本市が発注する「八代駅前プロジェクションマッピング業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者の選定を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名	八代駅前プロジェクションマッピング業務
(2) 業務内容	八代駅前プロジェクションマッピング業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
(3) 履行期間	契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
(4) 提案上限額	23,666,000円（消費税及び地方消費税、及び投影室の整備等に係る費用（仕様書6. 業務内容の詳細 参照）を含む。）

3. 選定方式

本業務の受託候補者の選定方法は、本実施要領に記載する「企画提案書」等の提出を求め、提案者の経験、実施能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な業者をプロポーザル方式で選定する。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 八代市競争入札参加有資格者名簿に掲載されている業者の場合は、募集期間の間に、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成25年2月20日総務部長専決）第2条及び第3条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 八代市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (4) 共同企業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、すべての構成員が、上記(1)から(3)までに掲げる要件をすべて満たしていること。

5. 選定スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
(1) 公募開始	令和7年 9月19日（金）
(2) 現場説明会参加希望申請期限	令和7年 9月24日（水）午後5時まで
(3) 現場説明会	令和7年 9月26日（金）午後4時から
(4) 質問書の提出期限	令和7年10月 3日（金）午後5時まで
(5) 質問書への回答	随時ホームページに掲載
(6) 企画提案書等の提出期限	令和7年10月10日（金）午後5時まで
(7) 辞退届提出期限	令和7年10月16日（木）午後5時まで

(8) 第一次審査（書類審査）	令和7年10月14日（火）
(9) 第一次審査結果の通知	令和7年10月17日（金）（予定）
(10) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年10月21日（火）（予定）
(11) 第二次審査結果の通知	令和7年10月24日（金）（予定）
(12) 契約内容の調整、仕様書の決定	(11)の実施後速やかに
(13) 業務委託契約締結	令和7年10月下旬

6. 現場説明会

本業務に際して、「仕様書 4. 業務履行場所」にて、次のとおり現場説明会を実施する。

説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称、及び参加する者の氏名を令和7年9月24日（水）午後5時までに、電子メールにより連絡すること。なお、現場説明会への参加はプロポーザル参加の必須要件ではない。

- (1) 提出書類 現場説明会参加申込書（様式6）
- (2) 実施日時 令和7年9月26日（金）16時00分～
- (3) 実施場所 日本製紙株式会社八代工場（集合：日本製紙株式会社八代工場守衛室前）
- (4) 提出先 kanko@city.yatsushiro.lg.jp

7. 質問書受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し、不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式7）
- (2) 提出期限 令和7年10月3日（金）午後5時まで必着
- (3) 提出方法 質問箇所及び質問内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。
なお、その他の方法による質問書の提出は一切受け付けない。
- (4) 提出先 kanko@city.yatsushiro.lg.jp
- (5) 質問への回答 提出された質問に対する回答は、八代市ホームページに随時掲載する。また、質問書を提出した者の名称等は掲載しない。

8. 辞退届の提出

参加申し込み後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法で辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届（様式8）
- (2) 提出期限 令和7年10月16日（木）午後5時まで必着
- (3) 提出方法
 - ①持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）
 - ②郵送の場合は、一般書類書留郵便又は簡易書留郵便によることとし、上記提出期限内必着とする。
- (4) 提出先 後記「14. 応募・問い合わせ先」参照。

9. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、前記「4. 参加資格」を確認のうえ、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②企画提案書（任意様式）

仕様書に掲げる目的・業務内容を踏まえ、次のア～エの留意点に従い、業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

また、企画提案書は、表紙・目次を除いて30ページ以内で作成し、各ページにはページ番号を付番すること。

○企画提案書の留意点

ア 実施方針

制作する映像のコンセプト、年間の投影スケジュール、デザイン、操作マニュアルのイメージ等具体的な提案を行い、仕様書に加え、八代市の特性や地域性を踏まえて提案すること。

イ 実施体制

実施体制の組織図を作るとともに、管理責任者や業務実施体制編成の考え方等について記載すること。

ウ 実施スケジュール

供用開始に至るまでの詳細な業務実施スケジュールを作成するとともに、委託者及び受託者の役割を明確に区分して提案すること。

エ 運用コストの提示

本業務を実施するにあたって、今後発生する運用コスト（保守費用等）を提示するとともに、その低減策を提案すること。

オ 次年度以降の活用案の提示

本業務によって整備された設備の次年度以降の活用案を、次年度以降事業用の見積書（自由様式）とあわせて提示すること。

③会社概要（様式2）

類似業務実績の証明資料として成果物が分かるものも併せて提出すること。

④配置予定技術者調書（様式3）

⑤見積書（様式4）

見積金額積算の根拠となる内訳書を添付すること。

⑥共同企業体協定書（様式5）※共同企業体の場合

(2) 提出期限

令和7年10月10日（金）午後5時まで必着。

(3) 提出方法

①持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）。

②郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によることとし、上記提出期限内必着とする。また、封筒の表面には、「事業名」及び「事業企画提案書等在中」と明記すること。な

お、郵送事故等による参加申込書等の未達に関する異議は一切受け付けない。

(4) 提出部数

①正本各1部、副本9部。

②企画提案書等の内容を記録したデータ（PDF）を、電子メール又は電子媒体（CD-ROM等）でも提出すること。

(5) 提出先 後記「14. 応募・問い合わせ先」参照。

10. 審査方法及び審査基準

事務局において、必要書類及び記載内容に漏れがないこと並びに別紙1に掲げる事務局審査項目を基に第一次審査を行った後、「八代駅前プロジェクトマッピング業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、第二次審査を行うものとする。ただし、見積金額が契約限度額を超える場合や、「4. 参加資格」に掲げる要件を満たさないと判断された場合は、その企画提案書は審査から除外する。

(1) 第一次審査（書類審査）

①審査内容

事務局は、別紙1に掲げる評価基準1～3に基づき、審査を行うものとする。ただし、参加事業者が6者以上の場合は、別紙1の評価基準1～6に基づき事務局にて書面審査を行い、得点の高い上位5者を第二次審査参加事業者に選定するものとする。

②審査結果

審査結果は、令和7年10月17日（金）までに、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

①実施日

令和7年10月21日（火）（予定）

※ 実施日や開始時間、会場等の詳細は、第一次審査の結果と併せて通知する。

②出席者

本業務に携わる管理責任者を含め3名以内とする。

③実施順、発表時間

プレゼンテーションは企画提案書の受付順で実施するものとし、1者あたりの時間は30分程度とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

④審査内容

選定委員会は、参加事業者からのプレゼンテーション及び企画提案書等に関する質疑応答を実施し、別紙1に掲げる審査基準に基づき提案内容の審査を行うものとする。第二次審査（別紙1評価基準4～7の得点）の合計得点の平均値及び第一次審査（別紙1評価基準1～3の得点）の合計得点が最も高い者を受託候補者として選定することとし、最高得点者が複数ある場合は、見積金額が低い者を受託候補者として選定する。最高得点者が複数かつ見積金額が同額の場合は、第二次審査の得点が高い者を受託候補者として選定する。ただし、合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

⑤審査結果

審査結果は、令和7年10月24日（金）（予定）までに、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛てに通知するとともに、市のホームページで公表を行う。

なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の応募者名は非公表とする。

⑥その他

公平性確保のため、参加事業者は他者のプレゼンテーション等を傍聴できない。

1 1. 契約の締結権

受託候補者に決定された者は、本業務の契約締結権を有する。

受託候補者は、仕様書及び企画提案書の記載事項を基本に八代市と協議のうえ、八代市契約規則その他関係法令に基づき適当であると判断された場合に、契約を締結する。

また、契約の仕様については、原則として受託候補者の企画提案書等の記載内容が契約時の仕様となるが、本業務の目的達成のために必要な範囲において、協議のうえ内容の修正及び変更を行うことがある。

なお、受託候補者による辞退や八代市が契約を締結できないと判断した場合は、次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

1 2. 失格事項

提案者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等提出書類を期限までに提出しなかった場合。
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合。
- (4) 選考の公平性を害するような行為が認められた場合。
- (5) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を欠席した場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格に値すると認めた場合。

1 3. 留意事項

- (1) 審査結果に対する質問・異議申し立ては一切受け付けない。
- (2) 企画提案書等を提出した者は、本要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (3) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認めない。
- (4) 本プロポーザルに係る経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。ただし、選定された企画提案の使用権は、八代市に帰属する。
- (6) 本プロポーザルにおいて八代市に提出された書類等は返却しない。
- (7) 企画提案書等提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、八代市から指示があった場合を除き、認めない。
- (8) 提出書類等に記載された個人情報、本業務に必要な範囲のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。

1 4. 応募・問い合わせ先

八代市 経済文化交流部 観光振興課 観光振興係（八代市役所本庁舎 4階）

（住 所）〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

（電話番号）0965-33-4115

（電子メール）kanko@city.yatsushiro.lg.jp